

厚生労働省発表
平成19年 3月12日

担当	職業安定局外国人雇用対策課 課長 尾形 強嗣 課長補佐 中嶋 章浩 電話：03-5253-1111(内線 5773) 03-3502-6273(夜間直通)
----	---

外国人雇用状況報告(平成18年6月1日現在)の結果について

I 趣旨

厚生労働省では、平成5年度から、外国人労働者の雇用状況について事業所から年1回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」を実施している。

本制度は、事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものである。

本制度に基づき、平成18年6月1日現在で、外国人労働者を雇用(以下「直接雇用」という。)又は外国人労働者が労働者派遣、請負等により事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所から管轄の公共職業安定所に提出された報告を集計し、別添のとおり取りまとめた。

なお、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が任意で報告を求めているものである。外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではないことにご留意願いたい。

II 報告の概要

1 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要(→別添:1、P.4、5、P.9、8、P.11)

- (1) 本年度は 152,149 事業所に対して報告を求めたところ、90,665 所から報告書の提出があり、そのうち 30,488 所が外国人労働者を直接雇用又は間接雇用していた。
(注) 前年と比べると、提出事業所に占める外国人雇用事業所の割合は 29.8%から 33.6%へと増加した。
- (2) このうち、外国人労働者を直接雇用している事業所は 27,323 所、その外国人労働者数は 222,929 人(前年 198,380 人)であった。
- (3) 他方、外国人労働者を間接雇用している事業所は 6,667 所(これは「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」(3,502 所)と「間接雇用の形態のみを有する事業所」(3,165 所)の合計値である。)であり、これらの事業所で間接雇用の形態で就労する外国人労働者は 167,291 人(前年 144,891 人)であった。

2 直接雇用の外国人労働者の属性(→別添:2、P.5)

- (1) 男女別では、男性が 53.5%、女性が 46.5%を占めた。
- (2) 出身地域別では、「東アジア」が 45.0%で最多を占め、次いで「中南米」が 29.1%、「東南アジア」が 14.5%となっている。なお、「中南米」のうち約9割の 90.6%を「日系人」が占めている。また、一昨年度の調査において、平成5年度の調査以来、はじめて「東アジア」が「中南米」を上回ったが、本年度においては、「東アジア」の構成率が 43.2%から 45.0%に増加する一方、「中南米」の構成率が 30.4%から 29.1%に減少しており、引き続き、「東アジア」の増加傾向が強まっている。
- (3) 在留資格別では、就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」が直接雇用外国人労働者数全体の約半数の 46.8%を占めた。次に、特定の分野で就労可能な、いわゆる「専門的、技術的分野の在留資格」(以下「専門的、技術的分野」という。)が 18.8%を占め、そのうち 64.2%は「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格であった。
(注) 「専門的、技術的分野の在留資格」とは、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能が該当する。
- (4) 職種別では、「生産工程作業員」が 56.5%で最多を占め、次いで「専門・技術・管理職」が 19.1%を占めている。
- (5) 正社員率(「正社員」とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」をいう。)は直接雇用外国人労働者数全体の 25.3%であった。正社員率を職種別にみると、「営業・事務職」、「専門・技術・管理職」で高く、「販売・調理・給仕・接客員」、「生産工程作業員」で低い。

3 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴(→別添:3、P.7)

(1) 産業別特徴

①「製造業」

事業所数、外国人労働者数ともに、「製造業」が最多で、直接雇用事業所数全体の 50.7%、直接雇用外国人労働者全体の 52.5%を占めた。また、平成5年度の調査開始以来はじめて「東アジア」出身が「中南米」出身をわずかながら上回った。在留資格で見ると「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」、職種では「生産工程作業員」が最多を占めている。

②「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」

出身地域では「東アジア」、在留資格では「留学、就学(アルバイト)」、職種では「販売・調理・給仕・接客員」が最多を占めている。

③「教育、学習支援業」

出身地域では「東アジア」、在留資格では「専門的、技術的分野」、職種では「専門・技術・管理

職」が最多を占めている。

(2) 事業所規模別特徴

事業所規模「100～299人」において、事業所数、外国人労働者数が最も多い。また、規模が大きくなるほど、出身地域「北米」及び「ヨーロッパ」、在留資格「専門的、技術的分野」及び「留学・就学(アルバイト)」、職種「専門・技術・管理職」及び「販売・調理・給仕・接客員」の割合が増加するのに対し、在留資格「特定活動(技能実習生)」、職種「生産工程作業員」の割合が低下する傾向がみられる。

4 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況(→別添:4、P.9)

過去1年間の入離職の状況は、入職者が136,643人、離職者が99,125人であり、それぞれ直接雇用外国人労働者数全体の61.3%、44.5%であり、非常に頻繁な入離職となっている。

5 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所(→別添:5、P.9)

外国人労働者を直接雇用している事業所27,323所、その外国人労働者222,929人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所は2,752所、外国人労働者61,851人であり、それぞれ直接雇用事業所数全体の10.1%(前年9.6%)、直接雇用外国人労働者数全体の27.7%(前年26.7%)を占めた。

(注) 上記61,851人は、派遣先又は発注元の事業所で間接雇用の形態で就労していると考えられる。これらの者のうち一定数は、後記8の「間接雇用」において計上されていると考えられる。

6 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴(→別添:6、P.9)

都道府県別にみると、外国人労働者を直接雇用している事業所数は、東京、愛知、神奈川、大阪、静岡の順で、直接雇用の外国人労働者数は東京、愛知、静岡、神奈川、大阪の順で多く、これら上位5都府県で、直接雇用事業所数全体の44.4%、直接雇用外国人労働者数全体の50.7%を占めている。

7 今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定のある事業所の状況(→別添:7、P.11)

外国人労働者を直接雇用し、又は間接雇用している30,488所のうち、今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定のある事業所数は5,566所で、直接及び間接雇用事業所数全体の18.3%であった。

8 間接雇用について(→別添:8、P.11)

外国人労働者を間接雇用している事業所は6,667所(これは「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」(3,502所)と「間接雇用の形態のみを有する事業所」(3,156所)の合計値である。)であり、これらの事業所で間接雇用の形態で就労する外国人労働者は167,291人(前年144,891人)であった。

- (1) 産業別では、事業所数、労働者数ともに「製造業」が最多であり、90.7%の外国人労働者が「製造業」で就労していた。
- (2) 事業所規模別では、事業所数、労働者数ともに「100～299人」規模が最も多い。
- (3) 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は25.1人(前年24.6人)であった。
(直接雇用の場合、1事業所当たりの外国人労働者数の平均は8.2人(前年7.9人))

外国人雇用状況報告（平成 18 年 6 月 1 日現在）結果

1 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要

(1) 概要

今回の結果は、平成 18 年 6 月 1 日現在で、外国人労働者を直接に雇用（以下「直接雇用」という。）、又は外国人労働者が労働者派遣、請負等により事業所内で就労している（以下「間接雇用」という。）事業所からの報告を集計した結果である。

本年度は、152,149 事業所に対して報告を求めたところ、90,665 所から報告書の提出があり、そのうち 30,488 所が、外国人労働者を直接雇用するか間接雇用していた。前年度と比べると、提出事業所に占める外国人雇用事業所の割合は、29.8%より 33.6%に増加した。

(2) 直接雇用(表 2)

外国人労働者を直接雇用している事業所は 27,323 所(前年 25,106 所)であり、その外国人労働者数は 222,929 人(前年 198,380 人)であった。

① 産業別(図 1)

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多かった〔13,866 所(構成比 50.7%)、116,977 人(同 52.5%)〕。このほか、「サービス業(他に分類されないもの)」〔3,354 所(同 12.3%)、32,039 人(同 14.4%)〕、「卸売・小売業」〔3,035 所(同 11.1%)、20,513 人(同 9.2%)〕、「教育、学習支援業」〔1,343 所(同 4.9%)、18,245 人(同 8.2%)〕、「飲食店、宿泊業」〔1,200 所(同 4.4%)、16,388 人(同 7.4%)〕で多くなった。

これら上位5分類で、直接雇用事業所数全体の 83.4%、直接雇用外国人労働者数全体の 91.6%を占めた。

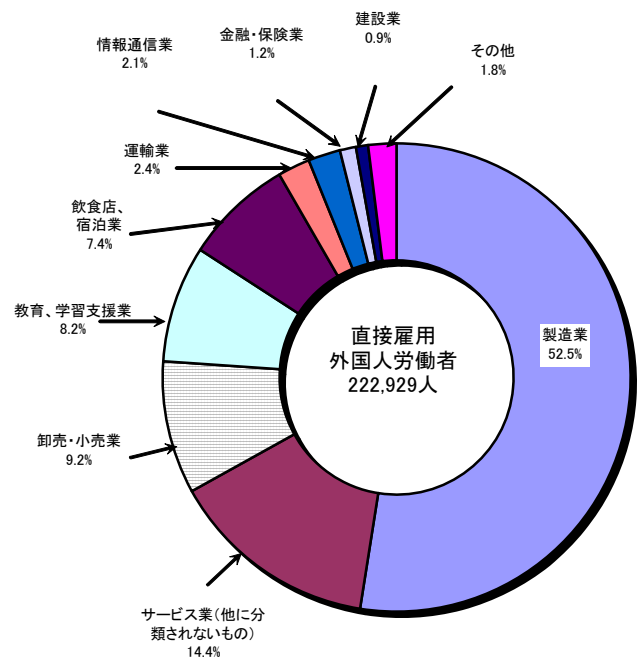
② 事業所規模別(図 2)

事業所規模別では、「100～299 人」規模が最も多かった〔7,846 所(構成比 28.7%)、63,934 人(同 28.7%)〕。

③ 1事業所当たり外国人労働者数

1事業所当たりの外国人労働者数は 8.2 人(前年 7.9 人)であった。

図1 産業分類別外国人労働者の割合(直接雇用)



2 直接雇用の外国人労働者の属性

(1) 男女別(表 3)

男女別では、男性 119,243 人(構成比 53.5%)、女性 103,686 人(同 46.5%)であった。

(2) 出身地域別(図 3、表 3)

出身地域別では、「東アジア」が 100,257 人(構成比 45.0%)と最も多く、次いで「中南米」64,909 人(同 29.1%)、「東南アジア」32,284 人(同 14.5%)の順が多い。

なお、「中南米」のうち「日系人」は、58,828 人であり、「中南米」のうちの約9割となる 90.6%を占めた。

図2 事業所規模別外国人労働者の割合(直接雇用)

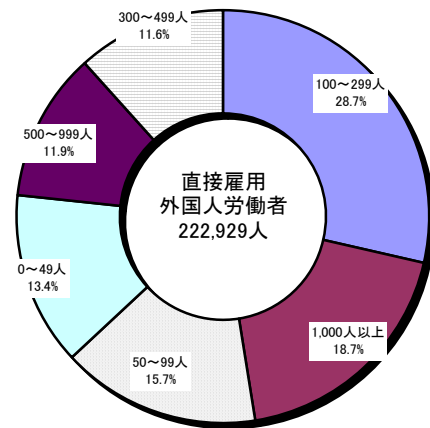
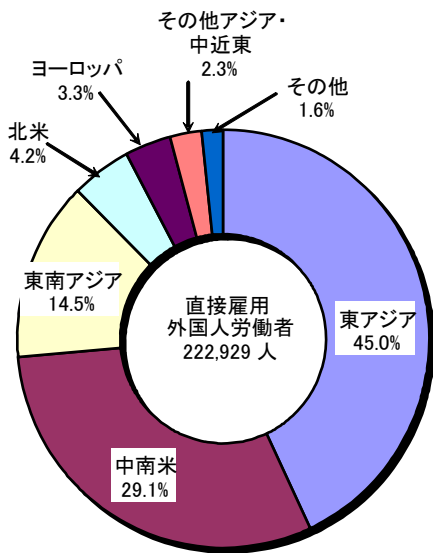


図3 出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(参考) ここでいう各出身地域に含まれる国は、以下のとおり。

東アジア

中国(香港等を含む。)、韓国

東南アジア

フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、カンボジア、ラオス、シンガポール、ブルネイ

その他アジア・中近東

インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、ネパール、モンゴル、イラン、トルコ、イスラエル等

北米

アメリカ、カナダ

中南米

ブラジル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、コロンビア、パラグアイ、メキシコ、チリ等

ヨーロッパ

イギリス、フランス、ロシア、ドイツ、ルーマニア、イタリア、ウクライナ、スペイン、アイルランド、スウェーデン、オランダ、スイス、ポーランド等

その他

ガーナ、ナイジェリア、エジプト等のアフリカ諸国、オーストラリア、ニュージーランド等のオセアニア諸

(3) 在留資格別(表 3)

在留資格別では、就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」は 104,378 人(構成比 46.8%)と直接雇用外国人労働者数全体の約半数を占め、次いで、特定の分野で就労可能な、いわゆる「専門的、技術的分野の在留資格」(以下「専門的、技術的分野」という。)は 41,826 人(同 18.8%)となっており、これら上位2分類で、直接雇用外国人労働者数全体の 65.6%を占めた。

なお、「専門的、技術的分野」のうち、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格は 26,849 人となっており、「専門的、技術的分野」の 64.2%を占めた。

(参考)「専門的、技術的分野の在留資格」は、以下の在留資格が該当する。

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能

(4) 職種別(図 4、表 3)

職種別では、「生産工程作業員」が 125,921 人(構成比 56.5%)と最多を占め、次いで「専門・技術・管理職」が 42,659 人(同 19.1%)、「販売・調理・給仕・接客員」が 29,838 人(同 13.4%)となっている。この上位3分類で、直接雇用外国人労働者数全体の約9割である 89.0%占めた。

(5) 職種別正社員率(表 4、表 5)

直接雇用の外国人労働者のうち正社員として雇用される者の割合(以下「正社員率」という。)をみると、直接雇用外国人労働者数全体では 25.3%(前年 25.2%)であった。

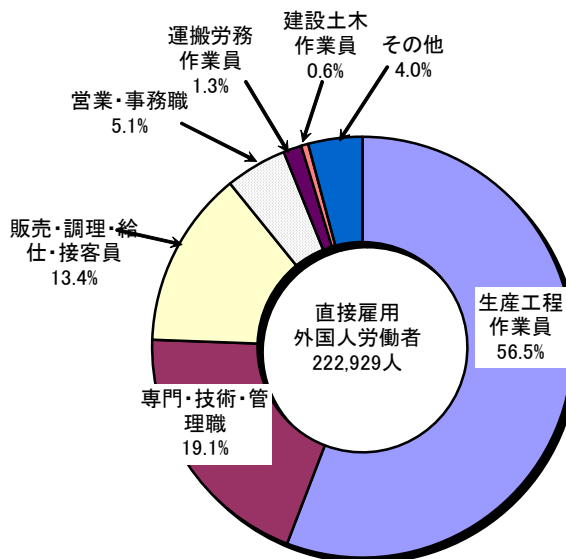
なお、ここでいう正社員とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」のことである。したがって、外国人労働者のうち約4分の3が、雇用契約に期間の定めがあったか、あるいは所定労働時間が通常の労働者より短かったことになる。

職種別に正社員率をみると、「営業・事務職」(正社員率 66.2%)、「専門・技術・管理職」(同 54.7%)で高く、「販売・調理・給仕・接客員」(同 5.7%)、「生産工程作業員」(同 17.1%)で低い。

産業別に正社員率をみると、「教育、学習支援業」(同 31.5%)で高く、「飲食店、宿泊業」(同 6.6%)で低い。

事業所規模別に正社員率をみると、「300~499 人」(同 32.2%)で高い。

図4 職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)



3 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴

(1) 産業別特徴(図 5、図 6、表 6、表 7)

①「製造業」

出身地域で見ると、平成 5 年度の調査開始以来はじめて「東アジア」(46,621 人、構成比 39.9%)が「中南米」(46,564 人、構成比 39.8%)をわずかながら上回った。在留資格で見ると「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(65,356 人、同 55.9%)、職種では「生産工程作業員」(103,104 人、同 88.1%)の外国人労働者数が最も多い。さらに「製造業」を産業分類(中分類)で見ると、「輸送用機械器具製造業」[28,016 人(同 24.0%)]で外国人労働者数が最も多い。

②「卸売・小売業」

出身地域で見ると「東アジア」(15,199 人、同 74.1%)、在留資格で見ると「留学、就学(アルバイト)」(9,432 人、同 46.0%)、職種では「販売・調理・給仕・接客員」(12,114 人、同 59.1%)の外国人労働者数が最も多い。

③「飲食店、宿泊業」

出身地域で見ると「東アジア」(12,890 人、同 78.7%)、在留資格で見ると「留学、就学(アルバイト)」(11,306 人、同 69.0%)、職種では「販売・調理・給仕・接客員」(14,471 人、同 88.3%)の外国人労働者数が最も多い。さらに「飲食店、宿泊業」を産業分類(中分類)で見ると、「一般飲食店」[13,734 人(同 83.8%)]で外国人労働者数が最も多い。

④「教育、学習支援業」

出身地域で見ると「東アジア」(5,875 人、同 32.2%)と「北米」(5,594 人、同 30.7%)、在留資格で見ると「専門的、技術的分野」(12,121 人、同 66.4%)、職種では「専門・技術・管理職」(16,921 人、同 92.7%)の外国人労働者数が多い。さらに「教育、学習支援業」を産業分類(中分類)で見ると、「学校教育」[14,047 人(同 77.0%)]で外国人労働者数が多い。

⑤「サービス業(他に分類されないもの)」

出身地域で見ると「中南米」(14,134 人、同 44.1%)と「東アジア」(10,509 人、同 32.8%)、在留資格で見ると「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(20,478 人、同 63.9%)、職種では「生産工程作業員」(16,752 人、同 52.3%)の外国人労働者数が最も多い。さらに「サービス業(他に分類されないもの)」を産業分類(中分類)で見ると、「その他の事業サービス業」[20,950 人(同 65.4%)]で外国人労働者数が最も多い。

図5 産業別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)

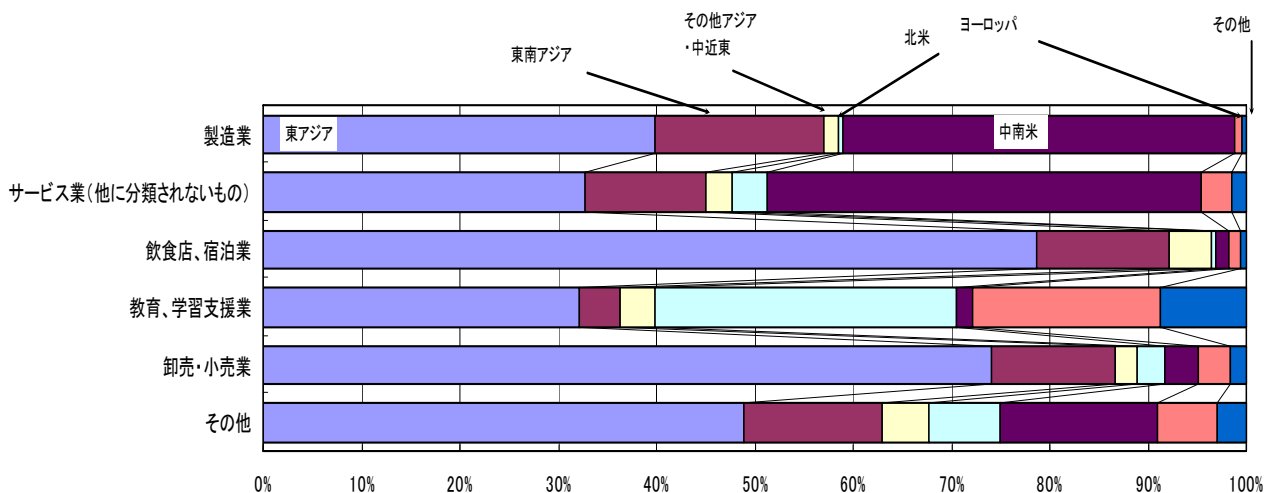
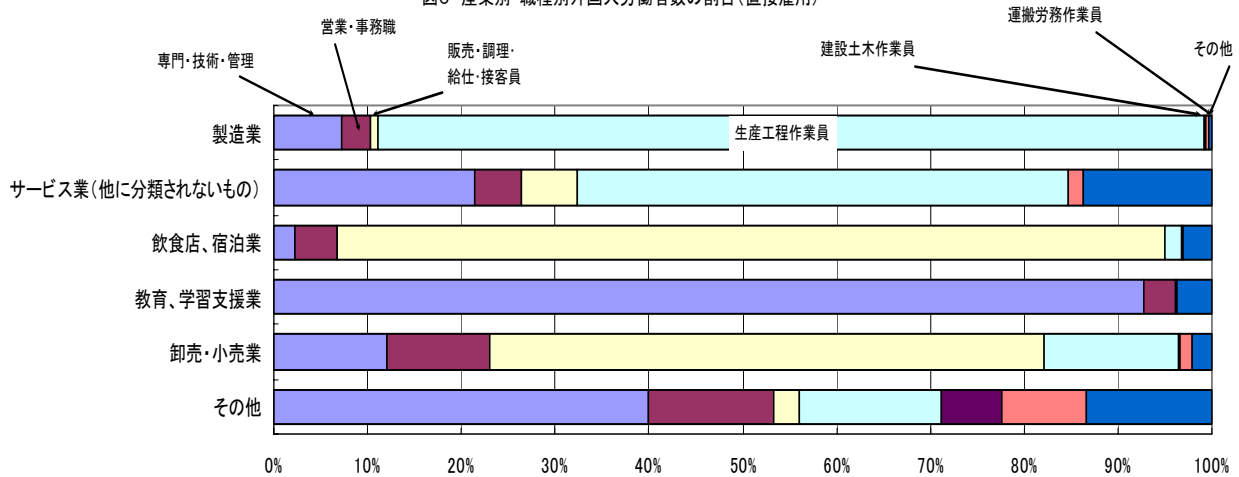


図6 産業別・職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(2) 事業所規模別特徴(図7、図8、表8)

本報告は、原則として50人以上規模の全事業所に対して、管轄の公共職業安定所に報告を求めるとともに、49人以下規模の事業所については、地域の実情や行政上の必要性に応じ、報告を求めているところである。この点を踏まえ、事業所規模別の特徴を精査して捉えるため、ここでは、50人以上規模事業所に限定して記述することとする。

「50～99人」規模では、出身地域「東アジア」(15,767人、構成比45.0%)、在留資格「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(17,652人、同50.3%)、職種「生産工程作業員」(24,066人、同68.6%)の外国人労働者数が最も多い。

「100～299人」規模は50人以上規模計の33.1%を占め、最も外国人労働者数が多い。ここでは、出身地域「東アジア」(24,847人、同38.9%)と「中南米」(23,102人、同36.1%)、在留資格「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(35,913人、同56.2%)、職種「生産工程作業員」(41,593人、同65.1%)の外国人労働者数が多い。

「1,000人以上」規模では、出身地域「東アジア」(23,445人、同56.2%)、在留資格「留学、就学(アルバイト)」(14,137人、同33.9%)と「専門的・技術的分野の在留資格」(13,308人、同31.9%)、職種「専門・技術・管理職」(14,404人、同34.5%)と「販売・調理・給仕・接客員」(14,036人、同33.6%)の外国人労働者数が多い。

なお、事業所規模が大きくなるほど、出身地域「北米」及び「ヨーロッパ」、在留資格「専門的、技術的分野」及び「留学・就学(アルバイト)」、職種「専門・技術・管理職」及び「販売・調理・給仕・接客員」の割合が増加するのに対し、在留資格「特定活動(技能実習生)」、職種「生産工程作業員」の割合が低下する傾向がみられる。

図7 事業所規模別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)

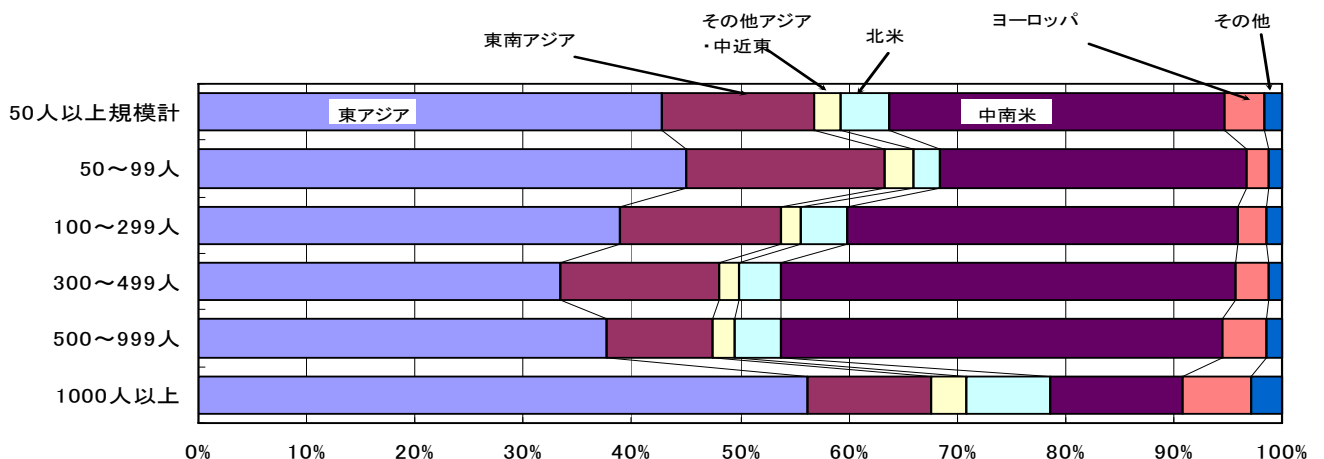
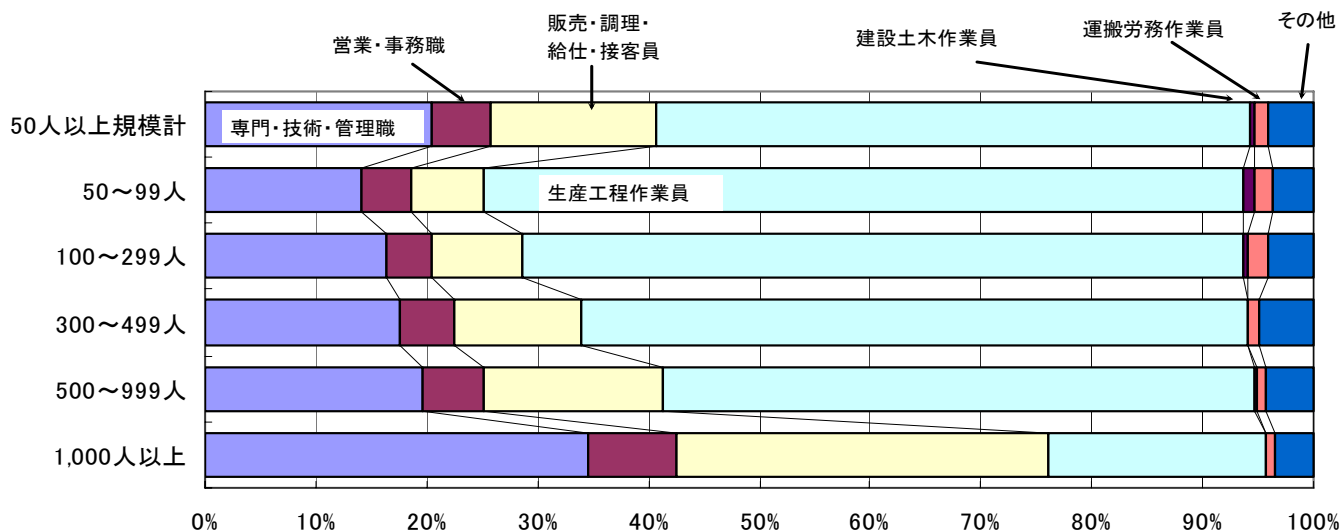


図8 事業所規模別・職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)



4 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況(表 9)

過去1年間(平成17年6月1日～平成18年5月31日)の入離職の状況は、入職者数が136,643人(前年121,868人)、離職者数が99,125人(前年93,180人)であった。入職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間の雇入れ数の割合)は61.3%、離職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間の離職者数の割合)は44.5%、入職超過率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間の雇入れ数から離職者数を引いた数の割合)は16.8%となっている。

5 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所(表10、表11)

外国人を直接雇用している事業所27,323所、外国人労働者数222,929人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所(以下「派遣・請負事業所」という。)は2,752所(前年2,412所)、外国人労働者数は61,851人(前年53,032人)で、それぞれ直接雇用事業所全体の10.1%(前年9.6%)、27.7%(同26.7%)を占めた。また、一事業所あたりの外国人労働者数は22.5人であり、派遣・請負事業所以外(6.6人)に比べて約3.4倍となっている。

これら派遣・請負事業所に直接雇用されている外国人労働者は、出身地域「中南米」(46,072人、構成比74.5%)、在留資格「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(54,119人、同87.5%)、職種「生産工程作業員」(52,225人、同84.4%)が最も多い。

さらに事業所規模別で見ると、事業所数、外国人労働者数ともに「100～299人」規模が最も多く、事業所数929所(同33.8%)、外国人労働者22,797人(同36.9%)であった。

6 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴

(1) 都道府県別特徴(表12)

① 直接雇用

直接雇用で外国人労働者を雇用している事業所数は、東京都(5,620所)、愛知(1,928所)、神奈川県(1,662所)、大阪府(1,611所)、静岡県(1,308所)の順で、外国人労働者数は、東京都(44,277人)、愛知県(27,607人)、静岡県(17,554人)、神奈川県(11,980人)、大阪府(11,713人)の順で多い。また、これら上位5都府県で、全国の事業所数の44.4%を、直接雇用の外国人労働者数の50.7%を占めている。

在留資格別で外国人労働者数をみると、「専門的、技術的分野」は東京都(17,766人)で多く、「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」は愛知県(19,240人)及び静岡県

(14,069 人)が多い。

② 間接雇用

間接雇用されている外国人労働者数については、愛知県(33,514 人)、静岡県(27,025 人)、三重県(12,547 人)、岐阜県(11,714 人)、長野県(9,082 人)の順で多く、東海地方とその近接県で上位5都県を占めており、これらで全国の間接雇用の外国人労働者数の56.1%を占めている。

(2) ブロック別特徴(図9、表13)

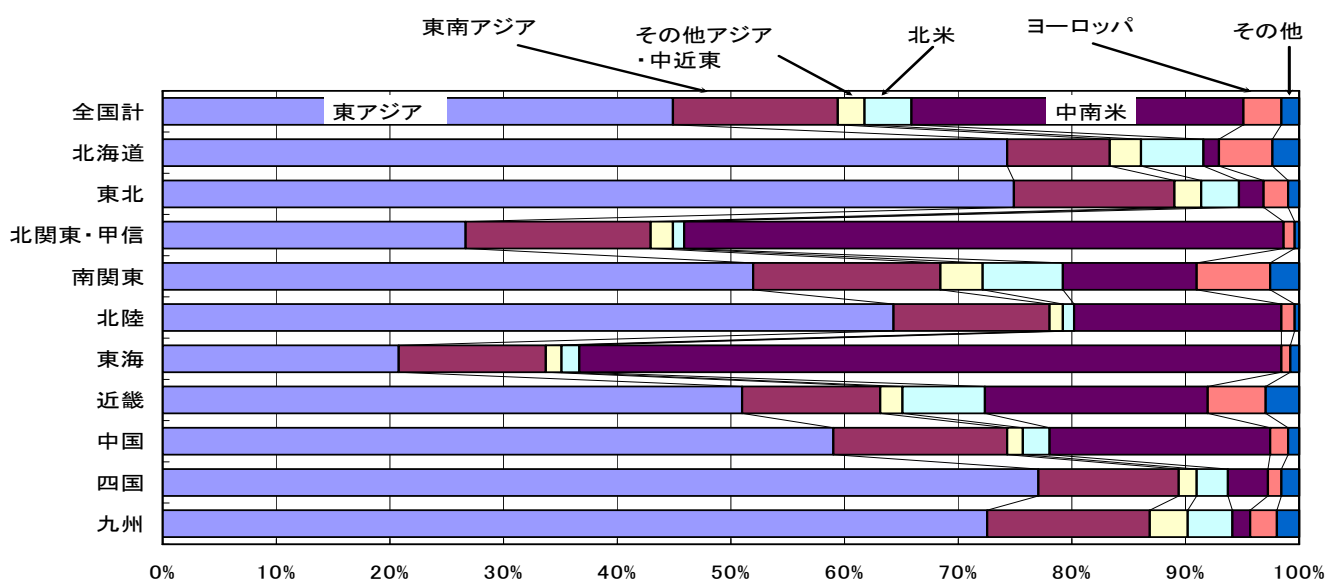
外国人労働者数について、ブロック別にみると、「南関東」、「東海」、「近畿」、「北関東・甲信」の順に多くなっている。

これらのうち、「南関東」は、出身地域「東アジア」(構成比 52.0%)、在留資格「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(同 38.2%)と「専門的、技術的分野の在留資格」(同 32.6)、職種「専門・技術・管理職」(同 30.3%)と「販売・調理・給仕・接客員」(同 26.5%)が多くなっている。

「東海」、「北関東・甲信」は、出身地域「中南米」(同 61.6%、52.6%)、在留資格「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(同 72.1%、71.8%)、職種「生産工程作業員」(同 81.3%、81.0%)、がそれぞれ最多となっている。

「近畿」は、出身地域「東アジア」(同 51.0%)、在留資格「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(同 36.8%)と「専門的、技術的分野の在留資格」(同 26.7%)、職種「生産工程作業員」(同 45.2%)と「専門・技術・管理職」(同 29.7%)が多くなっている。

図9 ブロック別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(参考) ここでいうブロックは、以下のとおり。

- 北海道……………北海道
- 東 北……………青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- 北関東・甲信…茨城、栃木、群馬、山梨、長野
- 南関東……………埼玉、千葉、東京、神奈川
- 北 陸……………新潟、富山、石川、福井
- 東 海……………岐阜、静岡、愛知、三重
- 近 畿……………滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- 中 国……………鳥取、島根、岡山、広島、山口
- 四 国……………徳島、香川、愛媛、高知
- 九 州……………福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

7 今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定のある事業所の状況(表14、表15)

報告を行った事業所のうち、今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定のある事業所(以下「雇入予定事業所」という。)の数は5,566所で、直接雇用事業所全体の18.3%であった。産業別にみると、「製造業」(3,477所)で雇入予定事業所が多い。また、都道府県別にみると、東京(789所)、愛知(449所)で雇入予定事業所が多い。

8 間接雇用について(表16)

外国人労働者を間接雇用していると報告を行った事業所は6,667事業所(これには「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」と「間接雇用の形態のみを有する事業所」が含まれる。)であり、これら事業所で就労する外国人労働者は167,291人(前年144,891人)であった。

(1) 産業別(図10)

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が大部分を占めている〔4,896所(構成比73.4%)、151,669人(同90.7%)〕。

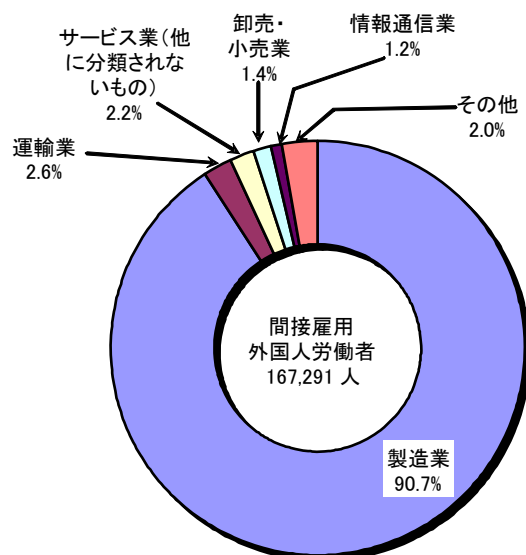
(2) 事業所規模別

事業所規模別にみると、事業所数、外国人労働者数ともに「100～299人」規模が最も多い〔2,228所(構成比33.4%)、54,644人(同32.7%)〕。

(3) 1事業所当たりの外国人労働者数

1事業所当たりの外国人労働者数は、25.1人(前年24.6人)であった。

図10 産業別外国人労働者数の割合(間接雇用)



9 過去10年間の外国人労働者雇用の推移(表17～表19)

本調査における過去10年間の産業別、事業所規模別、出身地域別、在留資格別、職種別推移は表17から表19のとおりである。

注意事項及び用語解説

【注意事項】

外国人雇用状況報告制度は、外国人労働者の失業の予防や再就職の促進、外国人労働者に係る雇用管理の改善を推進するための指導・援助に役立てるため、従業員 50 人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員 49 人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、6月1日現在の外国人労働者の雇用状況について管轄の公共職業安定所へ報告を求めているものである。よって、同制度は、事業主の協力に基づくものであり、外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではないことにご留意願いたい。

【用語の解説】

1 雇用形態について

(1) 直接雇用

事業所において直接雇用契約を交わして労働者を雇っている場合のこと。

(2) 間接雇用

直接雇用以外の形態で、労働者派遣、請負等により事業所内で就労している場合のこと。

2 在留資格について

専門的、技術的分野で就労可能な在留資格

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能の在留資格。

3 職種について

(1) 専門・技術・管理職

研究者、技術者、弁護士、公認会計士等の専門的・技術的職業及び会社・団体の役員、会社・団体の管理職員等の管理的職業。

(2) 営業・事務職

営業の活動に従事する者及び一般事務員、会計事務員、事務用機器操作員等の営業・事務的職業。

(3) 販売・調理・給仕・接客員

小売店主、卸売店主、販売員、調理人、接客係等の販売・調理・給仕・接客的職業。

(4) 生産工程作業員

一般機械器具組立・修理作業員、衣服・繊維製品製造業者等の製品生産工程作業に従事する職業。

(5) 建設土木作業員

建設作業員、大工、配管工、土木作業員等に従事する職業。

(6) 運搬労務作業員

貨物の運搬・積み卸し・配達及びこん包等の作業に従事する職業。

(7) その他

①～⑥の職種に属さない職業。

4 正社員について

ここでいう正社員とは、期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週間の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者をいう。なお、技能実習生は、ここでいう正社員には含んでいない。